

議案第26号

町田市学校給食問題協議会運営規則の
一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2020年9月16日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の改正に伴い、会議及び書面による調査審議に関する規定を整備するため、改正するものです。

この規則は、令和2年(2020年)第3回市議会定例会に上程している町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例の可決が条件になります。

別紙のとおり、町田市学校給食問題協議会運営規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例の改正に伴い、会議及び書面による調査審議に関する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 会議に関する規定を加えます。(改正後の第2条関係)
- (2) 書面による調査審議に関する規定を加えます。(改正後の第4条関係)
- (3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。

4 補足説明

この規則は、令和2年(2020年)第3回市議会定例会に上程している町田市附属機関の災害時等における審議等の実施のための関係条例の整備に関する条例の可決が条件になります。

よって、当該条例が可決されたときに、この規則を速やかに公布できるよう、あらかじめ意思決定を得ておく必要があるため、審議をいただくものです。

町田市学校給食問題協議会運営規則の一部を改正する規則

町田市学校給食問題協議会運営規則（令和2年6月町田市教育委員会規則第10号）

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例施行規則（昭和57年12月町田市教育委員会規則第6号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和57年12月町田市条例第45号）<u>第7条</u>の規定に基づき、町田市学校給食問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（会議）</u></p> <p>第2条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p><u>2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下単に「臨時委員」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。</u></p> <p>（招集の通知）</p> <p>第3条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員及び臨時委員に通知する。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p><u>（書面による調査審議）</u></p> <p>第4条 <u>第2条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により</u></p>	<p>町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例施行規則（昭和57年町田市教育委員会規則第6号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和57年12月町田市条例第45号）<u>第8条</u>の規定に基づき、町田市学校給食問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（招集の通知）</p> <p>第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員及び<u>当該会議の議事に関係のある</u>臨時委員に通知する。</p> <p>（1）～（3）略</p>

会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審議を発議することができる。

2 書面による調査審議は、委員及び臨時委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。

3 書面による調査審議における協議会の議事は、委員及び臨時委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 略

(委任)

第6条 略

(庶務)

第3条 略

(委任)

第4条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

町田市学校給食問題協議会運営規則

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例施行規則（昭和57年町田市教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和57年12月町田市条例第45号）第8条の規定に基づき、町田市学校給食問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集の通知）

第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員及び当該会議の議事に関係のある臨時委員に通知する。

（1）開催日時

（2）開催場所

（3）議題

（庶務）

第3条 協議会の庶務は、学校教育部保健給食課において処理する。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年1月22日から施行する。